



とっても
簡単!

マイナンバーカード

訪問看護版

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。

手術情報の提供
 同意する 同意しない

薬剤情報の提供
 同意する 同意しない

特定健診等情報の提供
 同意する 同意しない

限度額情報の提供
 同意する 同意しない

特定疾病療養受療情報の提供
 同意する 同意しない

全ての項目に同意する

同意内容を確認する

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

● ● ● ●

1 2 3
4 5 6
7 8 9
0

キャンセル

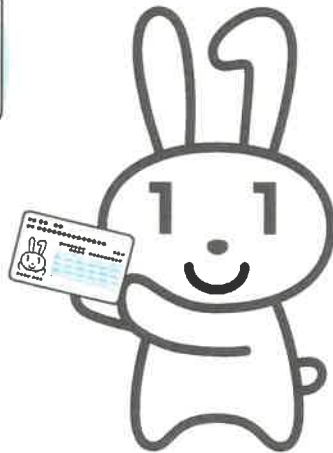


3 資格確認

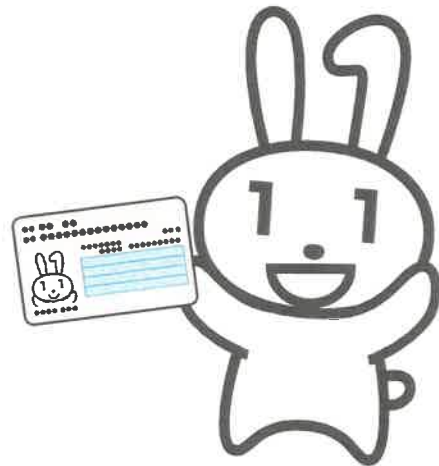
マイナンバーカードを
読み取らせてください。



マイナンバーカード



4 確認完了



カードをご利用ください

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

⚠️ご注意ください！

(令和7年1月時点)

令和6年12月2日から 従来の保険証は 発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても
カンタン！

訪問看護を利用する際は マイナンバーカード をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する

同意項目については以下の項目をご確認ください。

診療情報の提供
 同意する 同意しない

薬剤情報の提供
 同意する 同意しない

特定健診情報の提供
 同意する 同意しない

同意情報の提供
 同意する 同意しない

特定医療費受給資格者の提供
 同意する 同意しない

全ての項目に同意する

同意内容を送信する

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

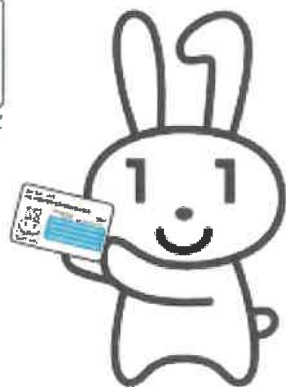
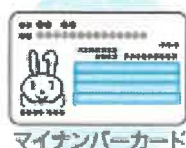
● ● ● ●

1 2 3
4 5 6
7 8 9
0

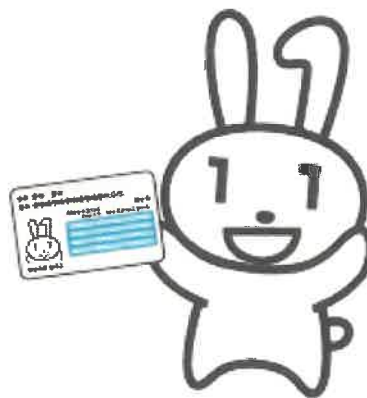
送信

3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



4 確認完了



カードをご利用ください



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
※職員端末でも登録可能です。
登録後、必ずログアウトしてください
- ② 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

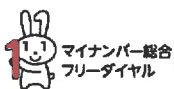
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。**
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(※年末年始を除く)

平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証として マイナンバーカード をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、
お手持ちのスマートフォン※から以下の手順でお申し込みください

※職員端末でもご利用いただけます。ログアウトを忘れずにお願いします。

STEP1

必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS



Android

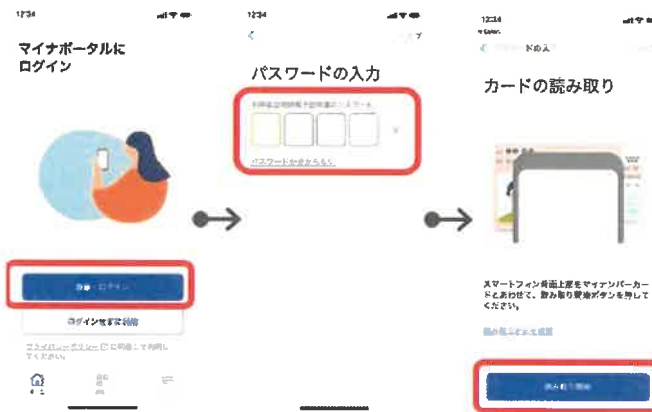


二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP2

マイナポータルアプリを起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り



STEP3

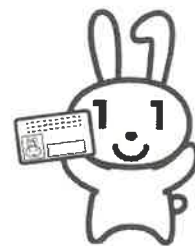
健康保険証の利用登録

- 画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す



完了！

- 健康保険証としてご利用いただけます



令和6年12月2日から従来の健康保険証は発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護を利用されている方へ

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください



※看護師等が準備したモバイル端末等で読み取ります。

健康保険証として利用するメリット



一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられます

訪問看護ステーションを利用する際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の健康・医療情報に基づいたより適切な看護などにつながります。



高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります

高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請をせずに高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いが不要になります。



**訪問看護での資格情報（医療保険）の
毎回の提示が不要になります**

訪問看護を継続的に利用している場合、訪問看護ステーション内で資格情報を確認できるため、毎回提示する必要がなくなります。



診療・薬剤・特定健診の情報連携について

- ご自身が過去の診療・薬剤・特定健診情報を提供することに同意すると、訪問看護ステーションはその情報を閲覧することができます。
※過去の診療・薬剤・特定健診情報は訪問看護ステーション内で必要に応じて閲覧しています。
- 同意していない情報が閲覧されることはありません。また、提供した診療情報等は、訪問看護以外の用途に使用されることはなく、個人情報の取り扱いには十分な注意が払われています。

訪問看護ステーションが見られる過去の診療・薬剤・特定健診情報のサンプルイメージ

診療／薬剤情報一覧

作成日：2023年3月27日

1 / 2ページ

氏名カナ	シノゾケ タロウ	保険者番号	12345678
氏名	診療 太郎	被保険者証等記号	1234567
生年月日	1962年5月21日	被保険者証等番号	12345
性別	男	年齢	60歳
		校番	00

受診歴

医療機関名	受診歴
資格クリニック	22年7月
資格医院	22年6月

診療／薬剤実績

診療／薬剤	入外等区分*1	診療	診療行為名／医薬品名 (成分名)	【用法】*2 / < 1回用量 > *2 / 【用法】
-------	---------	----	---------------------	-----------------------------

(例) 診療・薬剤の情報

22年7月	19日	資格クリニック	外来	1. 薬剤情報提供料	1回
			医学管理	2. ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「イワキ」 1mg (ゲンタマイシン硫酸塩)	10g 1処方分
			手術	3. 皮膚、皮下腫瘍摘出術(腫出部)(長径2cm未満)	1回
			検査病理	4. T-M(組織切片)	1臓器 1回
				5. 病理判断科	1回

特定健診情報

実施日	受診勧奨判定値*1	2023/02/01	(例) 特定健診の情報				2021/03/06
身長		173.6	173.8	173.5	173.2	173.6	
身体重		76.2	74.5	72	74.4	76.2	
体脂肪		94.8	91.9	93	92.1	94.8	
内臓脂肪面積*2		—	—	—	—	—	
BMI		25.2	24.7	23.9	24.8	25.2	